

公立大学法人埼玉県立大学の役員報酬基準の変更について

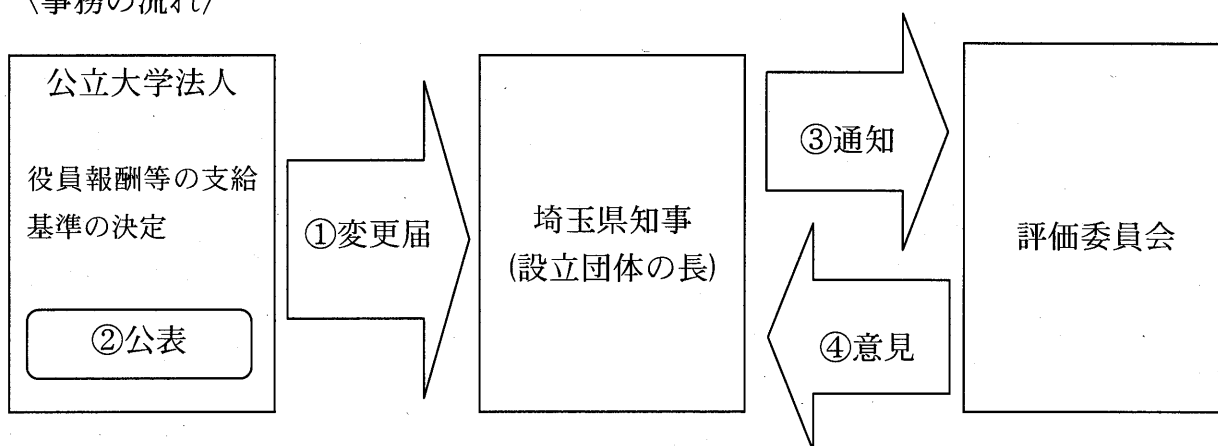
1 趣 旨

平成26年12月19日付け埼玉県大第1013号で公立大学法人埼玉県立大学理事長から埼玉県知事に対して、地方独立行政法人法第56条第1項において準用する同法第48条第2項の規定により役員報酬基準の変更について届け出があった。

このため、同法第56条第1項において準用する同法第49条第1項の規定により評価委員会に通知したものを。

評価委員会は、通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、知事に対して意見を述べることができる。

〈事務の流れ〉



2 変更の概要について

(1) 改定理由：埼玉県人事委員会勧告に基づき実施される、埼玉県の特別職の職員の給与に関する取扱いに準じ、理事長の期末手当の額を改定する。

(2) 内 容：

期末手当の支給割合を、次のように改める。

年間2.95月 → 3.10月 (+0.15月)

ア 平成26年12月期の期末手当

1.55月 → 1.70月 (+0.15月)

イ 平成27年度以降の期末手当

6月期及び12月期の期末手当の支給割合を改定

| | 6月期 | 12月期 | 年間支給割合 |
|------|-------|-------|--------|
| 改正前 | 1.400 | 1.550 | 2.95 |
| 26年度 | 1.400 | 1.700 | 3.10 |
| 27年度 | 1.475 | 1.625 | 3.10 |

※学長は「職員の給与に関する規則」で理事長と同様の扱いとする。

(3) 施行日：平成26年12月22日（適用は平成26年12月1日）

平成27年度以降の期末手当の支給割合は平成27年4月1日